[様式第1号（第8条関係）](http://www.town.shonai.lg.jp/reiki_int/reiki_honbun/r201RG00000925.html)

（表）

子育て応援住宅入居申込書

年 月 日

戸沢村長 宛

申込者 住所

氏名 ㊞

電話

次のとおり戸沢村子育て応援住宅に入居したいので、戸沢村子育て応援住宅設置及び管理に関する条例施行規則第８条の規定により関係書類を添えて申し込みます。なお、記載事項が事実と相違した場合は、申込みを無効とされても異議を申しません。

1 入居を希望する

|  |
| --- |
| 戸沢村子育て応援住宅　　　　　棟　　　号 |

2　入居予定者及び同居親族の状況

3現在の住居状況

（裏）

4 添付書類

（1）　入居申込者及び同居親族の本籍地及び続柄が記載されている住民票の写し

（2）　入居申込者及び同居親族の収入額を証する次のいずれかの書類

イ　市町村発行の前年の所得証明(ただし、前年の所得証明が交付できない申込期間の場合は、前々年の所得証明とする。)

ロ　給与所得者は、前年の源泉徴収票の写し

ハ　事業所得者は、前年の確定申告書の写し又は収支明細書等

二　就職期間が１年未満の者は、勤務先発行の前年の収入証明書等

（3）　入居申込者及び同居親族の市町村税等（国民健康保険税を含む。）の納税証明書

（4）　入居申込者及び同居親族の資産証明書

（5）　入居申込みに係る誓約書

（6）　同居親族に婚姻の予約者がある場合は、婚姻の予約を証する書類

* 以下は、記入しないでください。

様式第2号（第8条関係）

入居申込みに係る誓約書

年 月 日

戸沢村長 宛

入居申込者 住所

氏名 ㊞

私は、戸沢村子育て応援住宅への入居を申し込むに当たり、次の事項について誓約します。

1　私及び同居親族は、暴力団員等ではありません。

2　私及び同居親族が暴力団員等であるときは、入居の決定がなされていなくても異議はありません。

3　入居後に私及び同居親族が暴力団員等であることが判明した場合には、入居決定を取り消され、又は明渡請求書若しくは損害賠償金の請求をされても異議はありません。

4　村が、私及び同居親族の情報について、警察に照会することに同意します。

（注）暴力団員等とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員ではなくなった日から5年を経過していない者をいう。

様式第3号（第9条関係）

（表）

子育て応援住宅入居決定通知書

第 号

年 月 日

様

戸沢村長 　印

年 月 日付けで申込みのあった戸沢村子育て応援住宅の入居について、次のとおり決定したので、戸沢村子育て応援住宅設置及び管理に関する条例施行規則第9条の規定により通知します。

なお、この決定は、入居の期間が定められており、その更新がなく、期間の満了によってその効力が失われますので、入居者及び同居親族は、入居期間が満了するときまでに当該住宅を明け渡さなければなりません。



備考

1　入居手続期限までに敷金を納入してください。

2　入居手続期限までに賃貸借契約書を提出してください。

3　子育て応援住宅の使用に当たっては、裏面の入居条件を遵守してください。

（裏）

子育て応援住宅入居条件の主な内容

戸沢村子育て応援住宅の入居条件の主な内容は、次のとおりです。

1　入居の際の同居親族以外の者は、入居しないこと。入居の際の同居親族以外の者を同居させようとするときは、別に同居承認申込書を村長に提出し、村長の承認を得なければならず、入居者が子育て応援住宅を明け渡すときは、同居親族もこれと同時に退去すること。

2　入居者及び同居親族に、出生、死亡又は退去の事実があった場合は、10日以内（異動を生じた者が１８歳までの子どもであるときは、当該異動を生じた日の属する月の末日まで）に入居者異動届を提出すること。

3　入居者は、子育て応援住宅を他の者に貸し、又はその入居の権利を譲渡しないこと。

4　入居可能日から15日以内に入居すること。

5　入居者の責めに帰すべき事由により、子育て応援住宅が滅失し、又は毀損したときは、入居者がこれを原形に復し、又はこれに要する費用を賠償すること。

6　子育て応援住宅を汚損し、若しくは毀損するおそれのある作業を営み、又はみだりにペット・家畜類を飼育するなど迷惑となる行為をしないこと。

7　次の費用は、入居者が負担すること。

（1）　畳の表替え、破損ガラスの取替え、障子紙の張り替え、ふすまの張り替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器等の取替えその他構造上重要でない部分の修繕

（2）　電気、ガス、水道及び下水道の使用料

（3）　じんかい等の処理に要する費用

（4）　屋根の雪下ろし並びに敷地及び通路の除排雪の要する費用

（5）　前各号に掲げるもののほか、村長が別に定める費用

8　戸沢村子育て応援住宅設置及び管理に関する条例(以下「条例」という。)第15条の規定により、同居する18歳までの子どもの人数により家賃が決定すること。

9　家賃は、必ず毎月末日までにその月の分を支払わなければならず、滞納しないこと。

10子育て応援住宅に附置する駐車場を自動車の保管場所として使用する場合は、住宅駐車場使用申込書を村長に提出し、村長の許可を受けること。

11村長は、入居者が次のいずれかに該当する場合は、入居者に子育て応援住宅の明渡しを請求することができること。

（1）　不正の行為により入居したとき。

（2）　家賃を3月以上滞納したとき。

（3）　子育て応援住宅を故意に毀損したとき。

（4）　正当な事由によらないで30日以上子育て応援住宅を使用しないとき。

（5）　暴力団員等であることが判明したとき(同居親族が該当する場合を含む。)。

（6）　条例又は条例施行規則の規定に違反したとき。

（7）　前各号に掲げるもののほか、村長が子育て応援住宅の管理上必要があると認めるとき。

12前項の規定により村長から子育て応援住宅の明渡しの請求を受けた入居者は、速やかに当該子育て応援住宅を明け渡さなければならず、この場合に入居者は、損害賠償その他の請求をすることができないこと。

13　村長は、条例第27条第1項第1号から第6号までの規定に該当することにより子育て応援住宅の明渡しの請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対し、請求の日の翌日から当該子育て応援住宅の明渡しを行う日までの期間について、家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができること。

14　入居者は、入居期間が満了するときまでに子育て応援住宅を明け渡すこと(条例第12条第2項ただし書の規定により新たな定期契約を締結した場合を除く。)。

15　入居者は、子育て応援住宅の明渡しをしようとするときは、あらかじめ子育て応援住宅明渡届を村長に提出し、その検査を受けること。

様式第4号（第11条関係）

子育て応援住宅入居補欠通知書

第 号

年 月 日

様

戸沢村長 　印

年 月 日付けで申込みのあった戸沢村子育て応援住宅の入居について、下記のとおり入居補欠者に決定したので、戸沢村子育て応援住宅設置及び管理に関する条例施行規則第11条の規定により通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 補欠決定日 | 年　　 月　　 日 |
| 補欠順位 | 第　　 位 |
| 有効期限 | 補欠決定日から起算して90日を経過する日 |
| 条件 | 1　上記の有効期限までに入居者の資格を有しなくなった場合は、そのときから入居補欠者の資格はなくなります。2　入居を辞退したときは、入居補欠者の資格を放棄したものとみなします。3　入居が決定したときは、改めて通知します。 |

様式第5号（第12条関係）

子育て応援住宅賃貸借契約書

（1）賃貸借の目的物

（2） 契約期間

　（契約終了の通知をすべき期間　　　　　　　年　　　月　　　日から　　　　　　　年　　　月　　　日まで）

(3)　家賃等

(4)　貸主及び建物の所有者

(5) 借主

備考

1　乙及び連帯保証人の住所及び氏名は、自署すること。

2　乙及び連帯保証人の印は、実印とすること。

添付書類

1　乙及び連帯保証人の印鑑登録証明（発行後3月以内のもの）

2　連帯保証人の住民票の写し、収入額を証する次のいずれかの書類及び市町村税等（国民健康保険税を含む。）の納税証明書

（1）　市町村発行の前年の所得証明（ただし、前年の所得証明が交付できない申込期間の場合は、前々年の所得証明とする。）

（2）　給与所得者は、前年の源泉徴収票の写し

（3）　事業所得者は、前年の確定申告書の写し又は収支明細書等

（4）　就職期間が１年未満の者は、勤務先発行の前年の収入証明書等

（契約の締結）

第1条　貸主　戸沢村長 （以下「甲」という。）及び借主 （以下「乙」という。）は、頭書（1）に記載する賃貸借の目的物（以下「本物件」という。）について、以下の条項により借地借家法（平成3年法律第90号）第38条に規定する定期建物賃貸借契約（以下「本契約」という。）を締結した。

（契約期間）

第2条　契約期間は、頭書（2）に記載するとおりとする。

2　本契約は、前項に規定する期間の満了により終了し、更新しない。ただし、乙が次に揚げる条件を具備するものであって、かつ、戸沢村子育て応援住宅設置及び管理に関する条例（以下「条例」という。）第27条第1項各号のいずれにも該当しない場合は、甲と乙の合意の上で、当該入居期間の満了の日の翌日を始期とする新たな賃貸借契約（以下「再契約」という。）をすることができる。

（1）　条例第7条各号（第2号及び第3号を除く。）に規定する条件を満たす者であること。

（2）　同居親族に18歳までの子どもがあること。

3　甲は、第1項に規定する期間の満了の1年前から6月前までの間（以下「通知期間」という。）に乙に対し、期間の満了により賃貸借が終了する旨を書面によって通知するものとする。

4　甲は前項に規定する通知をしなければ、賃貸借の終了を乙に主張することができず、乙は、第1項に規定する期間の満了後においても、本物件を引き続き貸借することができる。ただし、甲が通知期間の経過後乙に対し期間の満了により賃貸借が終了する旨の通知をした場合においては、その通知の日から6月を経過した日に賃貸借は終了する。

（使用目的）

第3条　乙は、本物件を居住のみを目的として使用しなければならない。

（家賃）

第4条　乙は、頭書（3）の記載に従い、家賃を甲に支払わなければならない。

2　1月に満たない期間の家賃は、1月を30日として日割計算により算出した額とし、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

3　甲は、条例第15条の規定により、本物件に同居している18歳までの子どもの人数応じ、家賃を改定する。

（乙の費用負担）

第5条　次の費用は、乙の負担とする。

（1）　電気、ガス、水道及び下水道の使用料

（2）　じんかい等の処理に要する費用

（3）　屋根の雪下ろし並びに敷地及び通路の除排雪に要する費用

（4）　前３号に掲げるもののほか、甲が別に定める費用

（敷金）

第6条　乙は、頭書（３）に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。

２　前項に規定する敷金は、乙が本物件を明け渡すときにこれを還付する。ただし、未納の家賃又は損害賠償金があるときは、その内訳を明示した上で、敷金のうちからこれを控除した額を還付する。

3　前項の規定により還付する敷金は、利子を付けない。

（入居者の保管義務）

第7条　乙は、本物件について必要な注意を払い、これを正常な状態において維持しなければならない。

2　乙の責めに帰すべき事由により、本物件が滅失し、又は毀損したときは、乙がこれを原形に復し、又はこれに要する費用を賠償しなければならない。

（長期不使用の届出）

第8条　乙は、本物件を引き続き30日以上使用しないときは、その旨を甲に届けなければならない。

（禁止し、又は制限される行為）

第9条　乙は、本物件の使用に当たり、次に掲げる行為をしてはならない。

(1)　頭書（5）記載の者及び本契約締結後に甲の承認した者以外の者を同居させること。

(2)　本物件を住宅以外の用途に使用すること。

(3)　本物件を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡すること。

(4)　本物件を模様替えし、又はその敷地内に工作物を設置すること。ただし、原状回復又は撤去が容易である場合において、甲の承認を得たときは、この限りでない。

(5)　周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為をすること。

(6)　前各号に掲げるもののほか、甲が必要と認め禁止したこと。

2　乙は、本物件の使用に当たり、次に掲げる行為を行うときは、事前に甲の承認又は許可を得なければならない。

(1)　頭書（5）記載の者及び本契約締結後に甲の承認した者以外の親族を同居させること。

(2)　乙が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時の同居親族が、引き続き本物件に居住すること。

(3)　本物件に附置する駐車場を使用すること。

3　乙は、30日以上継続して本物件を留守にするときは、その旨を甲に届け出なければならない。

（修繕）

第10条　本物件の畳の表替え、破損ガラスの取替え、障子紙の張り替え、ふすまの張り替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器等の取替えその他構造上重要でない部分の修繕については、乙が実施し、その費用を負担するものとする。

2　乙の責めに帰すべき事由によって前項に定める部分以外に修繕の必要が生じたときは、乙は、頭書（4）記載の本物件の所有者の指示に従い修繕し、又はその費用を負担しなければならない。

3　前2項に規定するもの以外の修繕については、本物件の所有者がその全ての費用を負担するものとする。

（契約の解除等）

第11条　甲は、乙が本契約の各条項に違反し、又は次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めて催告の上、本契約を解除し、本物件の明渡しを請求することができる。

（1）　不正の行為により入居したとき。

（2）　家賃を3月以上滞納したとき。

（3）　本物件を故意に毀損したとき。

（4）　正当な事由によらないで30日以上本物件を使用しないとき。

（5）　暴力団員等であることが判明したとき（同居親族が該当する場合を含む。）。

（6　 条例又は条例に基づく規則の規定に違反したとき。

（7）　前各号に掲げるもののほか、甲が本物件の管理上必要があると認めるとき。

2　前項の規定により本物件の明渡しの請求を受けた乙は、速やかに本物件を明け渡さなければならない。

（乙からの解除）

第12条　乙は、甲に対して1月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができる。

（明渡し）

第13条　乙は、本契約が満了する日（甲が第2条第3項に規定する通知をしなかった場合においては、同条第4項ただし書に規定する通知をした日から6月を経過した日）までに（第11条の規定により本契約が解除された場合にあっては、速やかに）、本物件を明け渡さなければならない。

2　乙は、前項の規定により本物件を明け渡そうとする場合は、本契約が終了する日までに明け渡すときは当該終了する日の7日前までに、第11条の規定により明け渡すときは速やかに甲に届け出て、甲の指定する者の検査を受けなければならない。

3　乙は、条例第25条第1項第3号ただし書又は同条第3項の規定により本物件を模様替えし、又はその敷地内に工作物を設置した場合は、前項の検査のときまでに、乙の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。

(立入検査)

第14条　甲は、本物件の管理上必要があると認めるときは、甲の指定する者に本物件の検査をさせ、又は乙に対して適当な指示をさせることができる。

2　前項の検査において、現に使用している本物件に立ち入るときは、あらかじめ乙の承諾を得なければならない。

3　第1項の規定により検査に当たる者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

（連帯保証人）

第15条　連帯保証人は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務（甲が第2条第3項に規定する通知をしなかった場合においては、同条第1項に規定する期間内のものに限る。）を負担するものとする。

2　前項の連帯保証人の負担は、記名押印欄に記載する極度額を限度とする。

（再契約）

第16条　甲は、乙と再契約の意向があるときは、第2条第3項に規定する通知の書面にその旨を付記するものとする。

2　再契約をした場合は、第13条の規定は適用しない。ただし、本契約における原状回復又は撤去の債務の履行については、再契約に係る賃貸借が終了する日までに行うこととし、敷金については、第6条第1項の規定により再契約の承認を受けた者が納付すべき敷金に充当するものとする。

（協議）

第17条　甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法（明治29年法律第89号）その他の法令及び条例に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

（特約条項）

第18条　本物件の返還時において、乙の負担により民間業者によるハウスクリーニングを行うこととする。

貸主（甲）と借主（乙）は、本物件について上記のとおり賃貸借契約書を締結したことを証するため、本契約書2通を作成し、記名押印の上、各1通を保有する。

年 月 日

貸主（甲） 住所

氏名 戸沢村長 印

借主（乙） 住所

氏名 ㊞

連帯保証人 住所

氏名 ㊞

極度額 円

保 証 書

年 月 日

戸沢村長 殿

私は、下記の戸沢村子育て応援住宅の入居者と連帯して家賃その他の債務を負担します。

記



備考

1　連帯保証人の印は実印とし、印鑑登録証明書（発行後3月以内のもの）、住民票の写し、収入を証する書類及び納税証明書を添付してください。

2　連帯保証人の収入を証する書類は、次のいずれかを添付してください。

(1)　市町村発行の前年の所得証明（ただし、前年の所得証明が交付できない申込期間の場合、前々年の証明とする。）

(2)　給与所得者は、前年の源泉徴収票の写し

(3)　事業所得者は、前年の確定申告書の写し又は収支明細書等

(4)　就職期間が１年未満の者は、勤務先発行の前年の収入証明書等

3　連帯保証人の欄は、連帯保証人の方が自署してください。

様式第6号（第13条関係）

（表）

子育て応援住宅連帯保証人変更承認申請書

年 月 日

戸沢村長 宛

申請者　 　住宅名

氏名　 ㊞

電話

 下記のとおり連帯保証人を変更したいので、戸沢村子育て応援住宅設置及び管理に関する条例施行規則第13条第2項の規定により申請します。また、連帯保証人は、入居者と連携して家賃その他の債務を負うことを承諾します。

記



　備考　連帯保証人の印は、実印とする。

（裏）

保　　　証　　　書

年 月 日

戸沢村長 宛

私は、下記の戸沢村子育て応援住宅の入居者と連帯して家賃その他の債務を負担します。

記



備考

1 連帯保証人の印は実印とし、印鑑登録証明書（発行後3月以内のもの）、住民票の写し、収入額を証する次のいずれかの書類及び市町村税等（国民健康保険税を含む。）の納税証明書を添付してください。

（1）　市町村発行の前年の所得証明（ただし、前年の所得証明が交付できない申込期間の場合は、前々年の所得証明とする。）

（2）　給与所得者は、前年の源泉徴収票の写し

（3）　事業所得者は、前年の確定申告書の写し又は収支明細書等

（4）　就職期間が１年未満の者は、勤務先発行の前年の収入証明書等

2　連帯保証人の欄は、連帯保証人の方が自署してください。

様式第７号（第13条関係）

子育て応援住宅連帯保証人変更承認通知書

第 号

年 月 日

様

戸沢村長 印

年 月 日付けで申請のあった戸沢村子育て応援住宅の連帯保証人の変更については、下記のとおり承認したので、戸沢村子育て応援住宅設置及び管理に関する条例施行規則第13条第3項の規定により通知します。

記



様式第8号（第14条関係）

子育て応援住宅入居手続き延期申請書

年 月 日

戸沢村長 宛

申請者　 住所

氏名 ㊞

電話

年 月 日付け第　　号で戸沢村子育て応援住宅入居決定通知を受けましたが、下記の理由により期限までに入居の手続が完了しないため、戸沢村子育て応援住宅設置及び管理に関する条例施行規則第14条の規定により入居手続期限の延期を申請します。

記

1 入居手続期限の延期理由等

2　住宅の名称

様式第9号（15条関係）

子育て応援住宅入居可能日通知書

第 号

年 月 日

様

戸沢村長 　印

　戸沢村子育て応援住宅設置及び管理に関する条例第11条第3項の規定により、下記のとおり入居可能日を通知します。

記



備考

1　入居期限までに入居しないときは、入居可能日から15日以内に子育て応援住宅入居延期願書を提出してください。

2　事情により入居を辞退する場合は、速やかにその旨申し出てください。

様式第10号（第16条関係）

子育て応援住宅入居開始届

年 月 日

戸沢村長 宛

届出者 ㊞

下記のとおり戸沢村子育て応援住宅に入居したので、戸沢村子育て応援住宅設置及び管理に関する条例施行規則第16条の規定により届出します。

記

1　入居者及び同居親族の状況

備考　子育て応援住宅に入居を開始した日から15日以内に届け出てください。

2　個人情報の閲覧に関する同意

|  |
| --- |
| 戸沢村子育て応援住宅に入居後の入居者及び同居親族の状況等を確認するため、私及び私の世帯員の税務資料及び世帯情報を閲覧することに、同意します。同意年月日　　　　 年　　 月　　 日住所氏名 ㊞ |

様式第11号（第17条関係）

子育て応援住宅入居延期願書

年 月 日

戸沢村長 宛

住所

氏名 　㊞

電話

年 月 日付け第　　号で戸沢村子育て応援住宅入居可能日の通知を受けましたが、下記の理由により入居期限までに入居できないため、戸沢村子育て応援住宅設置及び管理に関する条例施行規則第17条の規定により入居期限の延期をお願いします。

記

1　入居期限の延期理由等

2　入居決定の概要

様式第12号（第18条関係）

子育て応援住宅賃貸借契約に係る重要事項についての説明書

年 月 日

貸主（甲）　　　　住所

氏名　　戸沢村長 　印

下記住宅について定期建物賃貸借契約を締結するに当たり、借地借家法第38条第２項及び戸沢村子育て応援住宅設置及び管理に関する条例（以下「条例」という。）第12条第3項の規定により、次のとおり説明します。

1　下記住宅の賃貸借契約は、更新がなく、期間の満了により賃貸借は終了しますので、期間の満了の日の翌日を始期とする新たな賃貸借契約（再契約）を締結する場合を除き、期間の満了の日までに、当該住宅を明け渡さなければなりません。

2　借主（以下「乙」という。）が次に掲げる条件を具備するものであって、かつ、条例第27条第１項各号のいずれにも該当しない場合は、甲と乙との合意の上で、再契約を締結することができます。

(1) 条例第7条各号（第2号及び第3号を除く。）に規定する条件を満たす者であること。

(2) 同居親族に18歳までの子どもがあること。

3 甲は、乙が次のいずれかに該当すると認められるに至ったときは、当該賃貸借契約を解除し、明渡しを請求することができます。

(1) 不正の行為により入居したとき。

(2)　家賃を３月以上滞納したとき。

(3)　下記住宅を故意に毀損したとき。

(4)　正当な事由によらないで30日以上下記住宅を使用しないとき。

(5)　暴力団員等であることが判明したとき（同居親族が該当する場合を含む。）。

(6)　条例又は条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(7)　下記の契約期間が満了するとき（条例第12条第2項ただし書の規定により新たな賃貸借契約を締結した場合を除く。）。

(8)　その他甲が下記住宅の管理上必要があると認めるとき。

記



上記住宅について、借地借家法第38条第2項及び戸沢村子育て応援住宅設置及び管理に関する条例第12条第3項の規定による説明を受けました。

年 月 日

借主（乙）　住所

氏名 ㊞

様式第13号（第18条関係）

子育て応援住宅賃貸借契約終了通知書

第 号

年 月 日

様

戸沢村長 印

下記の住宅については、 年 月 日に契約期間の満了により賃貸借が終了しますので、戸沢村子育て応援住宅設置及び管理に関する条例施行規則第18条第2項の規定により通知します。

（なお、当該住宅については、契約期間の満了の日の翌日を始期とする新たな定期契約を締結する意向があることを申し添えます。）

記



備考　　再契約の意向がある場合は、括弧書を記載する。

様式第14号（第19条関係）

子育て応援住宅再契約承認申請書

年 月 日

戸沢村長 宛

申請者　　　住宅名

氏名　　　　　　　　　　　　㊞

電話

下記のとおり戸沢村子育て応援住宅の新たな定期契約を締結したいので、戸沢村子育て応援住宅設置及び管理に関する条例第12条第6項の規定により申請します。

記



様式第15号雄（第19条関係）

（表）

子育て応援住宅再契約承認通知書

第 号

年 月 日

様

戸沢村長 印

年 月 日付けで申請のあった戸沢村子育て応援住宅の新たな定期契約については、次の条件を付して承認したので、戸沢村子育て応援住宅設置及び管理に関する条例施行規則第19条第2項の規定により通知します。

なお、この定期契約は、入居の期間が定められており、その更新がなく、期間の満了によってその効力が失われますので、入居者は入居の期間が満了するときまでに当該住宅を明け渡さなければなりません。



備考

1　賃貸借契約書提出期限までに賃貸借契約書を提出してください。

2　子育て応援住宅の使用に当たっては、裏面の入居条件を遵守してください。

（裏）

子育て応援住宅入居条件の主な内容

戸沢村子育て応援住宅の入居条件の主な内容は、次のとおりです。

1　　入居者は、賃貸借契約書提出期限までに入居の手続きをしなければならず、当該入居手続をしないときは、村長は承認を取り消すことができること。

2　　入居の際の同居親族及び戸沢村子育て応援住宅設置及び管理に関する条例（以下「条例」という。）第13条の規定により村長の承認を得た同居親族以外の者を同居させようとするときは、別に子育て応援住宅同居承認申請書を村長に提出し村長の承認を得なければならず、入居者が子育て応援住宅を明け渡すときは、同居親族もこれと同時に退去すること。

3　　入居者及び同居親族に、出生、死亡又は過去の事実があった場合は、10日以内（異動を生じた者が18歳までの子どもであるときは、当該異動を生じた日の属する月の末日まで）に入居者異動届を提出すること。

4 　入居者は、子育て応援住宅を他の者に貸し、又はその入居の権利を譲渡しないこと。

5　　入居者の責めに帰するべき事由により、子育て応援住宅が滅失し、又は毀損したときは、入居者がこれを原形に復し、又はこれに要する費用を賠償すること。

6　　子育て応援住託を汚損し、若しくは毀損するおそれのある作業を営み、又はみだりにペット・家畜類を飼育するなど迷惑となる行為をしないこと。

7　　次の費用は、入居者が負担すること。

(1)　畳の表替え、破損ガラスの取替え、障子紙の張り替え、ふすまの張り替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器等の取替えその他構造上重要でない部分の修繕

(2)　電気、ガス、水道及び下水道の使用料

(3)　じんかい等の処理に要する費用

(4)　屋根の雪おろし並びに敷地及び通路の除排雪に要する費用

(5)　前各号に掲げるもののほか、村長が別に定める費用

8　　条例第15条の規定により、同居する18歳までの子どもの人数により家賃が決定すること。

9　　家賃は、必ず毎月末日までにその月の分を支払わなければならず、滞納しないこと。

10　　子育て応援住宅に附置する駐車場を自動車の保管場所として使用する場合は、住宅駐車場使用申込書を村長に提出し、村長の許可を受けること。

11　　村長は、入居者が次のいずれかに該当する場合は、子育て応援住宅の定期契約を解除し、渡しを請求することができること。

(1)　不正の行為により入居したとき。

(2)　家賃を３月以上滞納したとき。

(3)　子育て応援住宅を故意に毀損したとき。

(4)　正当な事由によらないで30日以上子育て応援住宅を使用しないとき。

(5　)暴力団員等であることが判明したとき（同居親族が該当する場合を含む。）。

(6　)条例又は条例施行規則の規定に違反したとき。

(7)　前各号に掲げるもののほか、村長が子育て応援住宅の管理上必要があると認めるとき。

12　　前項の規定により村長から子育て応援住宅の明渡しの請求を受けた入居者は、速やかに当該子育て応援住宅を明け渡さなければならず、この場合に入居者は、損害賠償その他の請求をすることができないこと。

13　　村長は、条例第27条第1項第1号から第6号までの規定に該当することにより子育て応援住宅の明渡しの請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対し、請求の日の翌日から当該子育て応援住宅の明渡しを行う日までの期間について、家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができること。

14　　入居者は、入居期間が満了するまでに子育て応援住宅を明け渡すこと（条例第12条第2項ただし書の規定により新たな定期契約を締結した場合を除く。）。

15　　入居者は、子育て応援住宅の明渡しをしようとするときは、あらかじめ子育て応援住宅明渡届を村長に提出し、その検査を受けること。

様式第16号（第20条関係）

子育て応援住宅同居承認申請書

年 月 日

戸沢村長 宛

申請者　 　住宅名

氏名　 ㊞

電話

下記の者を同居させたいので、戸沢村子育て応援住宅設置及び管理に関する条例施行規則第20条第1項の規定により申請します。なお、承認の上は条例及びこれに基づく指示を固く守り、住宅を明け渡す場合は、同居親族も同時に退去することを誓約します。

記



様式第17号（第20条関係）

同居承認に係る誓約書

年 月 日

戸沢村長 宛

住宅名

氏名　　　　　　　　　　　　　㊞

電話

私は、戸沢村子育て応援住宅への同居承認を申請するに当たり、次の事項について誓約します。

1　同居しようとする親族は、暴力団員等ではありません。

2　同居しようとする親族が暴力団員等であるときは、入居の決定がなされなくても異議はありません。

3　入居後に同居親族が暴力団員等であることが判明した場合には、入居許可を取り消され、又は明渡請求書若しくは損害賠償金の請求をされても異議はありません。

4　村が、同居しようとする親族の情報について、警察に照会することに同意します。

（注） 暴力団員等とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員ではなくなった日から5年を経過していない者をいう。

様式第18号（第20条関係）

子育て応援住宅同居承認通知書

第 号

年 月 日

様

戸沢村長 印

年 月 日付けで申請のあった戸沢村子育て応援住宅への同居については、次の条件を付して承認したので、戸沢村子育て応援住宅設置及び管理に関する条例施行規則第20条第3項の規定により通知します。



様式第19号（第21条関係）

子育て応援住宅入居承継承認申請書

年 月 日

戸沢村長 宛

申請者　 　住宅名

氏名　 ㊞

電話

下記のとおり入居者の地位を承継したいので、戸沢村子育て応援住宅設置及び管理に関する条例施行規則第21条第1項の規定により申請します。

記



備考　　承継の申請は、承継の原因となる事実の生じた日から1月以内に行うこと。

様式第20号（第21条関係）

（表）

子育て応援住宅入居承継承認通知書

第 号

年 月 日

様

戸沢村長 印

年 月 日付けで申請のあった戸沢村子育て応援住宅の入居の継承については、次の条件を付して承認したので、戸沢村子育て応援住宅設置及び管理に関する条例施行規則第21条第3項の規定により通知します。



備考

1 入居の承継の承認の日から10日以内に、賃貸借契約書を提出してください。

2 子育て応援住宅の使用に当たっては、裏面の入居条件を遵守してください。

（裏）

子育て応援住宅入居条件の主な内容

戸沢村子育て応援住宅の入居条件の主な内容は、次のとおりです。

1 承継者は、入居の承継承認の日から10日以内に子育て応援住宅賃貸借契約書及び添付書類を提出すること。

2 入居の際の同居親族及び戸沢村子育て応援住宅設置及び管理に関する条例（以下「条例」という。）第13条の規定により村長の承認を得た同居親族以外の者を同居させようとするときは、別に子育て応援住宅同居承認申請書を村長に提出し村長の承認を得なければならず、入居者が子育て応援住宅を明け渡すときは、同居親族もこれと同時に退去すること。

3 入居者及び同居親族に、出生、死亡又は退去の事実があった場合は、10日以内（異動を生じた者が18歳までの子どもであるときは、当該異動を生じた日の属する月の末日まで）に入居者異動届を提出すること。

4 入居者は、子育て応援住宅を他の者に貸し、又はその入居の権利を譲渡しないこと。

5 入居者の責めに帰すべき事由により、子育て応援住宅が滅失し、又は毀損したときは、入居者がこれを原形に復し、又はこれに要する費用を賠償すること。

6 子育て応援住宅を汚損し、若しくは毀損するおそれのある作業を営み、又はみだりにペット・家畜類を飼育するなど迷惑となる行為をしないこと。

7　次の費用は、入居者が負担すること。

1. 畳の表替え、破損ガラスの取替え、障子紙の張り替え、ふすまの張り替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器等の取替えその他構造上重要でない部分の修繕
2. 電気、ガス、水道及び下水道の使用料

(3) じんかい等の処理に要する費用

(4) 屋根の雪おろし並びに敷地及び通路の除排雪に要する費用

(5) 前各号に掲げるもののほか、村長が別に定める費用

8　条例第15条の規定により、同居する18歳までの子どもの人数により家賃が決定すること。

9　家賃は、必ず毎月末日までにその月の分を支払わなければならず、滞納しないこと。

10　子育て応援住宅に附置する駐車場を自動車の保管場所として使用する場合は、住宅駐車場使用申込書を村長に提出し、村長の許可を受けること。

11　村長は、入居者が次のいずれかに該当する場合は、子育て応援住宅の定期契約を解除し、明渡しを請求することができること。

(1)　不正の行為により入居したとき。

(2)　家賃を３月以上滞納したとき。

(3)　子育て応援住宅を故意に毀損したとき。

(4)　正当な事由によらないで30日以上子育て応援住宅を使用しないとき。

(5)　暴力団員等であることが判明したとき（同居親族が該当する場合を含む。）。

(6)　条例又は条例施行規則の規定に違反したとき。

(7)　前各号に掲げるもののほか、村長が子育て応援住宅の管理上必要があると認めるとき。

12　　前項の規定により村長から子育て応援住宅の明渡しの請求を受けた入居者は、速やかに当該子育て応援住宅を明け渡さなければならず、この場合に入居者は、損害賠償その他の請求をすることができないこと。

13　　村長は、条例第27条第1項第1号から第6号までの規定に該当することにより子育て応援住宅の明渡しの請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対し、請求の日の翌日から当該子育て応援住宅の明渡しを行う日までの期間について、家賃の額の2倍に担当する額以下の金銭を徴収することができること。

14　　入居者は、入居期間が満了するまでに子育て応援住宅を明け渡すこと（条例第12条第2項ただし書の規定により新たな定期契約を締結した場合を除く。）。

15　　入居者は、子育て応援住宅の明渡しをしようとするときは、あらかじめ子育て応援住宅明渡届を村長に提出し、その検査を受けること。

様式第21号（第22条関係）

子育て応援住宅入居者異動届

年 月 日

戸沢村長 宛

届出者　　　住宅名

氏名　　　　　　　　　　　　　　㊞

電話

下記のとおり同居親族に異動があったので、戸沢村子育て応援住宅設置及び管理に関する条例施行規則第22条の規定により届け出ます。

記



様式第21号の2（第22条の6関係）

（表）

年 月 日

子育て応援住宅家賃等減免（徴収猶予）申請書

戸沢村長 宛

申請者　氏名 ㊞

電話

子育て応援住宅の家賃（敷金）の減免（徴収猶予）を受けたいので、次のとおり申請します。

1　家賃（敷金）の減免（徴収猶予）の内容及び理由等

　備考　家賃及び敷金について、それぞれ減免と徴収猶予を重複して申請することはできません。

2　世帯の状況

（裏）

3　添付書類

(1)　災害による失職又は疾病の場合は、関係機関のその事実を証する書類

(2)　入居者等の所得金額を証する書類の写し（戸沢村子育て応援住宅設置及び管理に関する条例施行規則第22条の2第1号又は第22条の3第1号イに該当する場合に限る。）

(3)　入居者等の収入の減少を証する書類の写し（戸沢村子育て応援住宅設置及び管理に関する条例施行規則第22条の2第2号又は第22条の3第1号ロに該当する場合に限る。）

(4)　その他（　　　　　　　　　　　　　　）

|  |
| --- |
| 同　　　　意　　　　書子育て応援の家賃（敷金）の減免等の要件を審査するため、私及び私の同居親族（別居の扶養親族を含む。）の税務資料を閲覧することに、同意します。年　　月　　日住所氏名　　　　　　　　　㊞ |

備考　減免又は徴収猶予を受けようとする日の属する年度の前年度又は前々年度の1月1日に村内に住所を有していない場合は、記載する必要はありません。

様式第21号の3（第22条の7関係）

第 号

年 月 日

子育て応援住宅家賃等減免（徴収猶予）決定（却下）通知書

様

戸沢村長 印

年 月 日付けで申請のあった戸沢村子育て応援住宅の（家賃・敷金）の（減免・徴収猶予）について、下記のとおり決定（却下）したので通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 住宅の所在地 | 戸沢村 |
| 住宅名及び番号 | 戸沢村子育て応援住宅　　　　棟　　　　号 |
| 家賃又は敷金 | (月額）　　　　　　　　　　　　円 |
| 家賃(敷金)の減免（徴収猶予）する類 | (月額）　　　　　　　　　　　　円 |
| 家賃・敷金の減免（徴収猶予）の期間 | 年月日から（月間）年月日まで |
| 収入を証する書類の提出 | 　戸沢村子育て応援住宅設置及び管理に関する条例施行規則第22条の2第2号に規定する年度途中の減免の決定を受けた場合は、上記の減免の期間の各月ごとに入居者等の収入の減少を証する書類の写しを村長に提出してください。 |
| 家賃（敷金）の減免（徴収猶予）を承認しない場合はその理由 |  |

様式第22号（第23条関係）

子育て応援住宅家賃変更決定通知書

第 号

年 月 日

様

戸沢村長 印

あなたの家賃を次のとおり決定しましたので、戸沢村子育て応援住宅設置及び管理に関する条例施行規則第23条の規定により通知します。

1 住宅名　戸沢村子育て応援住宅　　棟　　号

2 変更の理由

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 家賃算定の基礎となる同居する18歳までの子どもの数 | 変　　更　　前人 | 変　　更　　後 |
| 異動した子どもの氏名 | 生　　年　　月　　日 | 年　齢 | 異　動　事　由 |
|  | 年　　月　　日 | 歳 |  |
|  | 年　　月　　日 | 歳 |  |
| 備考 |  |

3 変更後の家賃の月額及び適用期間

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 変更後の家賃の月額及び適用期間 | 円 | 年　　月　　日から年　　月　　日まで |

様式第23号（第24条、第29条関係）

子育て応援住宅（住宅駐車場）長期不使用届

第 号

年 月 日

戸沢村長 宛

届出者　　　住宅名

氏名　 ㊞

電話

戸沢村子育て応援住宅（住宅駐車場）を30日以上使用しないので、戸沢村子育て応援住宅設置及び管理に関する条例第24条（第33条）の規定により下記のとおり届け出ます。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 住宅名 | 戸沢村子育て応援住宅　　　棟　　号 |
| （使用区画番号） |  |  |
| 期間 | 年　　月　　日から（　　　　日間）年　　月　　日まで |
| 理由 |  |
| 緊急時の連絡先 |  |

備考

1 不在又は駐車場を使用しない理由を証する書類等を添えてください。

2 「緊急時の連絡先」の欄は、子育て応援受託を30日以上使用しない場合に、電話番号を　　　記入してください。

3 子育て応援住宅を30日以上使わない場合には、近隣の居住者等にも連絡し、不在中に事故が起こらないように十分注意してください。

様式第24号（第25条、第29条関係）

子育て応援住宅（及び住宅駐車場）明渡届

年 月 日

戸沢村長 宛

入居者　住宅名

使用決定者　氏名　 ㊞

電話

|  |  |
| --- | --- |
| 住宅名 | 戸沢村子育て応援住宅　　　棟　　号 |
| （使用区画番号） |  |
| 明渡年月日 | 年　　　月　　　日 | 引越年月日 | 年　　　月　　　日 |
| 明渡検査希望日 | 年　　　月　　　日　午前　・　午後　　　時 |
| 明渡検査連絡先 | 電話 |
| 転居又は転出先住所 | 〒電話 |
| 明渡理由 | 1　住宅新築又は購入　2　転勤　3　他の賃貸住宅への異動4　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 模様替え等の有無及び処置 | 1. あ　り
2. な　し
 | 模様替え等の内容及び処置 |  |
| 家賃又は入居者負担額 | 1　完　納 | 未　　納　　額 | 円 |
| 2　未　納 | 納　入　期　日 | 年　　　月　　　日 |

　備考

1　この届出は、解約の申入れの場合は明け渡す日の1月前までに、入居期間の満了により明け渡す場合は当該満了の日の7日前までに、村長の明渡請求により明け渡す場合は速やかに提出してください。

2　明け渡しの日までに、電気、ガス、上下水道などの使用料等の納付と必要な事務手続を済ませておいてください。

3　明渡しの日までに、模様替えし、又はその敷地内に工作物を設置したときは、入居者の費用で原状回復又は撤去を行ってください。また、家財道具等については、全て撤去しておいてください。

4　子育て応援住宅の明け渡し時において、入居者の負担により専門業者のよるハウスクリーニングを行ってください。

5　入居者の費用負担となる住宅の修繕については、村長の指定した者が明渡検査時に指示に従って行ってください。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事務処理 | 明渡検査日（1回目） | 月　　　日 | 検査結果 | 適　・　不適 |
| 明渡検査日（2回目） | 年　　月日 | 検査結果 | 適　・　不適 |
| 修繕等の指示の状況 |  |  |  |  |
| 敷金 | 円 | 還付金額 | 円 |

様式第25号（第26条、第29条関係）

子育て応援住宅（住宅駐車場）明渡請求書

年 月 日

様

戸沢村長 　印

あなたは、戸沢村子育て応援住宅設置及び管理に関する条例第27条第１項（第31条）の規定に該当するので、下記のとおり戸沢村子育て応援住宅（住宅駐車場）の明渡しを請求します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 住宅名 | 戸沢村子育て応援住宅　　　　棟　　　号 |
| （使用区番号） |  |  |
| 明渡請求事由 | 戸沢村子育て応援住宅設置及び管理に関する条例第27条第1項（第31条）第　　号 |
| 明渡期限 | 年月日までに明け渡してください |
| その他 |  |

様式第26号（第27条関係）

住宅駐車場使用申込書

年 月 日

戸沢村長 宛

申込者　　　住宅名

氏名　 ㊞

電話

下記のとおり子育て応援住宅の駐車場を使用したいので、戸沢村子育て応援住宅設置及び管理に関する条例施行規則第27条第1項の規定により申し込みます。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 使用申込区画番号 |  |  |
| 駐車する自動車 | 登録（車両）番号 |  |  |
| 車名 |  |  |
| 上記自動車を常時使用する者 | 氏名 |  | 氏名 |  |
| 入居者との続柄 |  | 入居者との続柄 |  |
| 添付書類 | 1　自動車検査証の写し |

備考

1　駐車の許可は、以下の要件を満たさなければなりません。

(1) 子育て応援住宅の入居者又は同居親族であること。

(2) 自ら使用するための駐車場を必要としていること。

(3) 駐車場を使用することができる自動車は、道路運送車両法第3条に規定する普通自動車、小型自動車又は軽自動車とし、駐車場の使用に支障がない大きさのものとする。

2　使用の申込みをすることができる駐車場の区画数は、1住戸につき2区画を限度とします。ただし、特別の事情により3区画以上の使用についての申込みを希望される方は、その特別の事情を具体的に記載し書面を添付してください。

様式第27号（第27条関係）

住宅駐車場使用決定通知書

第 号

年 月 日

様

戸沢村長 印

年 月 日付けで申込みのあった子育て応援住宅の駐車場の使用については、下記のとおり決定したので、戸沢村子育て応援住宅設置及び管理に関する条例第30条第2項の規定により通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 住宅名 | 戸沢村子育て応援住宅　　　　棟　　　号 |
| 使用区画番号 |  |  |
| 駐車する自動車 | 登録（車両）番号 |  |  |
| 車名 |  |  |
| 上記自動車を常時使用する者 | 氏名 |  | 氏名 |  |
| 入居者との続柄 |  | 入居者との続柄 |  |
| 許可の条件(1) 当該駐車場の使用及び管理については、戸沢村子育て応援住宅設置及び管理に関する条例　　　　及び同条例施行規則を固く守ること。(2) 駐車する自動車を変更するときは、遅滞なく村長に届け出ること。 |

様式第28号（第28条関係）

住宅駐車場駐車自動車変更届

年 月 日

戸沢村長 宛

届出者　　　住宅名

氏名　 ㊞

電話

下記のとおり子育て応援住宅の駐車場の使用決定を受けた自動車を変更したいので、戸沢村子育て応援住宅設置及び管理に関する条例施行規則第28条の規定により届出します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 使用区画番号 |  |
| 変更年月日 | 年　　　月　　　日 |
| 使用区画に駐車する自動車 | 登録（車両）番号 | （新） | （旧） |
| 車名 | （新） | （旧） |
| 上記自動車を常時使用する者 | 氏名 |  | 入居者との続柄 |  |
| 添付書類 | 当該駐車場に駐車する自動車の自動車検証の写し |

備考　自動車保管場所使用承認証明書の交付を受けたい場合は、別に申請すること。

様式第29号（第29条関係）

住宅駐車場明渡届

年 月 日

戸沢村長 宛

届出者　氏　名 ㊞

電　話

|  |  |
| --- | --- |
| 住宅名 | 戸沢村子育て応援住宅　　　　棟　　　号 |
| 使用区画番号 |  |  |
| 明渡年月日 | 年　　　月　　　日 |
| 明渡検査希望日 | 年　　　月　　　日　午前　・　午後　　　時 |
| 明渡検査連絡先 | 　　電話 |
| 明渡理由 |  |

備考

1 この届出書は、子育て応援住宅の明渡し以外の理由により子育て応援住宅の駐車場を明け渡す場合に、提出してください。

2 この届出は、駐車場を明け渡す日の7日前までに提出してください。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事務処理 | 明渡検査日 | 年　　　月　　　日 | 検査結果 | 適　　・　　不適 |

様式第30号（第30条関係）

（表）

|  |
| --- |
| 第　　号子育て応援住宅立入検査員証（写真貼付欄）所　属氏　名年　　　月　　　日戸沢村長　　　　　　　　　　　　　　　　印 |

（裏）

|  |
| --- |
| 注意事項1 この証明書は、職務に従事する場合には必ず携帯し、関係人の請求があったときは、これを掲示しなければならない。2 この証明書を人に貸与し、又は譲渡してはならない。3 この証明書は、職務を解除されたときは、直ちに返還しなければならない。 |